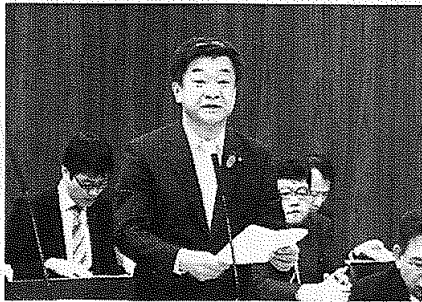


造園業者の参画に期待

都市緑地維持管理の担い手で

議員 立
参議院議員 足



足立敏之参議院議員は
25日、都市緑地法等の一

部改正を審議することになった参議院国土交通委員会、都市緑地の維持管理の担い手として民間主体を指定する制度へと拡充する内容が盛り込まれていることについて質問した。

足立議員は「都市緑地も、しっかり管理しなければ荒れ果てる」と述べ、

それに歯止めをかけるには、その担い手を「企業等に広げていくことが大切だ」と指摘し、今回の制度拡充の効果を質問。さらに、緑の分野で「専門技術を有す造園業者」が、その維持管理に「参画できる可能性が有るか」と質問を加えた。

これに対し、国土交通

省の栗田卓也都市局長は、財政制約等から自治体が自ら公園緑地の維持保全を行うことが困難となる中で、民間の力を最大限活用することの重要性を強調。

これまで緑地の保全等の活動を行う者を認定する「緑地保全緑化推進法人制度」の指定対象だった社団、財団、NPO法人に加え、改正法案では民間会社等を追加したことを説明した。緑地創出の担い手として公的に位置付け、自治体

が推進する保全緑化の補完につなげたい考えを示した。

さらに、造園会社については「緑地の保全、緑化の推進に関する技術やノウハウ備えた専門家集団」と評価。現在、全国各地で150以上の造園会社が、指定管理者として都市公園を管理している実績があるため、造園会社には今回の指定を受けて、今後ますます活躍することに「期待している」と答弁した。